

情報通信行政・郵政行政審議会  
郵政行政分科会（第88回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和5年12月18日（月）10:00～11:02

Web審議による開催

第2 出席した委員（敬称略）

谷川 史郎（分科会長代理）、実積 寿也、滝澤 光正、巽 智彦、

藤沢 久美、三浦 佳子

（以上6名）

第3 出席した関係職員等

玉田郵政行政部長、三島企画課長、折笠郵便課長、藤井信書便事業課長  
事務局：坂平情報流通行政局総務課課長補佐

第4 議題

諮問事項

郵便法施行規則の一部を改正する省令案及び民間事業者による信書の送達に  
関する法律施行規則の一部を改正する省令案【諮問第1244号】

## 開 会

○谷川分科会長代理 それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会（第88回）を開催いたします。

本日は、佐々木分科会長が校務で御欠席のため、私が議事を進行させていただきます。

本日は、ウェブ審議を開催しており、委員7名中6名の御出席予定ですが、現在4名が御出席いただいております。ウェブ審議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにして、お名前をおっしゃっていただいております。御発言をお願いいたします。

それでは、お手元の議事に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は、諮問事項1件でございます。諮問第1244号「郵便法施行規則の一部を改正する省令案及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」について、総務省から説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○折笠郵便課長 おはようございます。郵便課長の折笠でございます。

私から「郵便法施行規則の一部を改正する省令案及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」につきまして、御説明をさせていただきます。

最初に、資料8ページに改正概要がございますので、御覧いただけますでしょうか。改正案の背景等につきましては、後ほど説明資料で御説明させていただきますので、ここでは2の改正の概要について御覧ください。

今回諮問する省令案におきましては、郵便法施行規則第23条に定める定形郵便物の料金の上限額及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則第23条に定める定形郵便物に相当する信書便物の料金の上限額のそれぞれにつきまして、現行の84円とされております上限額を110円に改正しようとするものでございます。

ここから説明資料に基づきまして、御説明させていただきます。

12ページを御覧いただけますでしょうか。郵便料金に関する関連制度等ですが、こちらは現行の郵便法における郵便料金に関する制度等の概要についてでございます。

郵便法第3条におきましては、郵便料金に関する料金の原則といたしまして、郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならないと定められております。

また、郵便料金の決定につきましては、郵政民営化に伴いまして、日本郵便株式会社の自主性をできる限り尊重する制度で、原則として届出制となっております。ただし、政策的な理由でより低い料金を義務づけております第三種郵便物、第四種郵便物につきましては認可制とされているところでございます。

また、3つ目の丸でございますけれども、第一種郵便物のうち25グラム以下の「定形郵便物」の料金額につきましては、郵便法施行規則におきまして、軽量の信書の送達の役務の重要性、国民の負担能力、物価等を勘案して上限額を定めることとされておまして、こちらが先ほど申し上げました現在84円とされているところでございます。

4つ目の丸でございますけれども、この上限額を定める総務省令を制定・改廃するときにつきましては、郵便法第73条の規定によりまして、情報通信行政・郵政行政審議

会への諮問が義務づけられております。このため本日諮問をさせていただくものでございます。

また、資料の一番下でございますけれども、省外の手続も含めました省令改正から料金の改定に至る全体の流れの概要をお示ししております。

本日の諮問後ですが、パブリックコメントの手続を実施いたします。その後、パブリックコメントの結果も含めまして、再度、郵政行政分科会にお諮りさせていただいて御審議いただきまして、その後、情報通信行政・郵政行政審議会の総会におきましても御議論、御答申をいただく流れを考えております。

その後でございますけれども、消費者委員会での審議、それから物価問題に関する関係閣僚会議の質疑を経た上で、これらの了解をいただきましたら、総務省令を公布・施行いたします。

これに基づきまして日本郵便株式会社から料金改定の届出が提出されまして、利用者への周知等を経て料金の改定に至る流れを想定しているところでございます。

13ページを御覧ください。郵便法に定めております各種別の郵便料金が適合すべき条件等についてでございます。

前ページで御説明申し上げました内容に加えまして、配達地により異なる額が定められていないこと、定率・定額をもって明確に定められていること、特定の者に対して不当な差別的取扱いにするものではないことなどが定められているところでございます。

また、今回の省令に直接関わるものではありませんが、通常はがきの料金の額につきましては、定形郵便物のうち料金の額の最も低いものと定められております。現行で言いますと、まさに定形郵便物の84円でございますけれども、これより低く定められているところでございます。

14ページを御覧ください。こちらは現在の郵便に関する種別ごとの主な料金についてでございます。青字の部分は今年10月に料金が改定された部分でございます。赤字となっております第一種定形郵便物のうち25グラム以内のもの、84円が今回上限額を定める総務省令の改定の対象となるものでございます。

15ページを御覧ください。郵便物のこれまでの推移に関するグラフでございます。デジタル化の進展などによりまして、郵便物数は平成13年度の262億通をピークに毎年減少しております。令和4年度におきましては144億通で、ピーク時に比べますと45%の減少、年率で申し上げますと毎年約2.8%ずつ減少しており、非常に大きく減少が続いているところでございます。

続きまして、16ページを御覧ください。こちらにつきましては御参考でございます。種別ごとの郵便物の推移となります。

続きまして、17ページを御覧いただけますでしょうか。こちら、郵便事業の収支の推移でございます。郵便物数の減少に伴いまして営業収益が年々減少しているところではございますが、日本郵便株式会社におかれましては、区分作業の効率化、それから適正な要員配置の徹底などによりまして、これまでも営業費用の削減に努めてきたところでございます。

これによりまして、表の上になりますけれども、令和3年度までは郵便事業の収支は黒字を維持してきたところでございますが、令和4年度におきましては賃金の引上げ、

それから燃料費等の物価高騰の影響によりまして営業費用が増加に転じまして、結果といたしまして令和4年度の損益におきましては211億円の赤字となった次第でございます。郵便事業全体の損益が赤字となるのは、平成19年の郵政民営化以降初めてとなります。

18ページを御覧ください。こちら郵便事業における営業費用の内訳でございます。人件費が66.4%、集配運送委託費が約8.3%でございます。この両方で全体の約4分の3を占めております。また、郵便局窓口営業費の中におきましては、大体4分の3は人件費でございますので、単純に人件費のみを足していきましても、やはり4分の3程度を占めている状況でございます。

19ページを御覧ください。物数が減少する中、これまで日本郵便株式会社において取り組んできた業務効率化の取組、主なものについてお示ししているものでございます。左上にございますように区分作業の機械化を進めており、現在では全国の約99.6%の道順組立ては機械化が完了しております。

また、「はこぼす」の設置であるとか、LINEによる再配達の実施などによりまして、顧客の利便性の向上を図っておりますほか、システムやデータの活用によりまして適正な要員配置を徹底するなど、業務効率化を図ってきたところでございます。

20ページを御覧ください。こちらは利用拡大に向けました、これまでの主な取組についてでございます。日本郵便株式会社におかれましては、手紙文化の振興として、例えば手紙の書き方体験事業のように年齢層に応じた振興策を実施してきたほか、ニーズに応じました新サービスの創設、それからダイレクトメールの振興などにも取り組んできたところでございます。

続きまして、21、22ページを御覧ください。今後の見通しについてでございます。22ページが収支に関する今後の見通しでございます。後ほどまた御説明申し上げますけれども、日本郵便株式会社におきましては、今後も郵便物の利用拡大、それから業務効率化に取り組んでいくと聞いているところではございますが、2023年度以降につきましても郵便物数の大幅な減少等が引き続くこともありまして、営業収益は大きく減少していくことが見込まれております。

その一方で、人件費、それから委託費等の増加によりまして、営業費用については増加することが見込まれておりまして、今後の営業損益の赤字は拡大していくことで、2028年度の見通しといたしましては3,439億円の赤字が見込まれているところでございます。

23ページを御覧ください。こちらは、22ページで御説明申し上げました郵便事業の収支見通しの算定に当たっての考え方をお示ししたものでございます。営業収益につきましては、各年度につきまして物数の見込みに平均単価を乗じたものに物数連動ではない収益を加算することによりまして、算定しております。

このうち物数見込みの見通しの考え方につきましては、次ページ以降に記載しておりますので、また御説明を申し上げます。

また、営業費用につきましては、郵便種別ごとの2022年度の費用実績をベースといたしまして、下段の表にありますもの、それから、27ページに後述しておりますが、営業費用の削減の取組も加味した上で、算定をしたものになっております。

また、下段の表におきましては、特に人件費や集配運送委託費への価格転嫁に関する今後の増加要因及び各年度におけるそれぞれの影響額について記載しているところでございます。

それぞれの算定の考え方につきましては、注釈に書いているところでございますが、例えば、期間雇用社員の賃金の上昇率につきましては、今年7月に中央最低賃金審議会の答申におきまして示されました最低賃金の全国加重平均の引上げ率4.3%を基に増加率を算定しているところでございます。

24ページを御覧ください。こちらは今後の物数の見通しでございます。2022年度には144億通であった郵便物でございますが、2028年度には約115億通となり、8割弱まで減少することが見込まれているところでございます。

25ページを御覧ください。24ページの物数見通しを作成するに当たっての考え方についてお示ししたものでございます。ある年、n年度における予測物数につきましては、(n-1)年度の予測物数から前年度のスポット、ある年度に特別に発生した郵便需要の物数を除きまして、これに商品別に算定いたしました平均増減率のトレンドを掛けまして、それにn年度のスポットの物数、それからn年度の利用拡大策に係る物数を加えて算定しております。

平均増減率のトレンドでございますけれども、原則といたしまして、2020年度から2022年度の2年間の平均増減率を適用しております。これは、デジタル化や直近の事業環境を適切に反映することができることと、日本郵便株式会社が事業計画、もしくは日本郵政グループの中期経営計画の策定におきましても同様の考え方で試算を行っていることから、この期間の平均増減率を原則として適用しているところでございます。

一方で、注釈にございますように、例えば通信教育のような第四種郵便物でございますけれども、コロナの影響で一時的に非常に需要が急拡大したもの、あるいは広告郵便物のように、逆に経済活動の形態によりましてコロナ禍で激減したものなど、コロナ禍の影響を受けたことが明白な種別の郵便物につきましては、例外的にコロナ禍の影響がない平常値のトレンドを適用する考え方を取っているところでございます。

また、例えばスポットの考え方のところでございますけれども、自治体が出します選挙の入場券であるとか、ワクチンの接種券といった特定の年度に発生するような特別な郵便需要でございますスポットにつきましては、それぞれの差し出し傾向を踏まえて見通しを策定しているところでございます。

26ページを御覧ください。今後も日本郵便株式会社におきましては、郵便物の利用拡大に取り組むこととしておりまして、今後の新たな取組について主なものを取りまとめたのが、こちらとなります。

例えばですけれども、項目の上から3つ目でございますが、主として法人顧客を念頭にいたしまして、森林保全につながるFSC認証紙を使用した年賀状をPRすることなどによりまして、年賀状の減少トレンドの抑制を図る。また、4つ目でございますけれども、トレーディングカードなどの送付の需要増に対応するために、郵便書簡に関するサービスの改善などにも取り組んでいくこととしております。

27ページを御覧ください。こちらは、日本郵便株式会社が営業費用の削減のために、今後、これまでも含めて取り組んでいく業務効率化策についてでございます。これまで

も行ってきましたICTを活用した要員配置の適正化であるとか、区分作業の機械化を今後も推進していくとともに、今後、再配達削減であるとか、輸送DXによる運送ダイヤの効率化などに取り組みまして、営業費用の一層の削減を図っていくこととしております。

28ページを御覧ください。こちらは郵便事業の収支の変動要因につきまして、2016年度から2022年度と2022年度から2028年度を比較したグラフでございます。

2016年度から2022年度の間におきましては、収益が868億円の減少、費用が528億円の減少となり、全体といたしましては、この期間で339億円の営業利益が減少となっております。

このうち収益減の868億円減の中には郵便物数が33億通減少したことによる収益減がある一方で、資料中、左の真ん中下ぐらいに書いておりますけれども、2017年、2018年にかけてまして第二種郵便物であるはがきの料金改定をやっておりまして、このときによる収益増1,700億円ほども含まれてございます。

また、この期間の営業費用の減である約528億円には、適正配置によるものに加えまして、2021年からの土曜休配などによる人件費の減なども含まれたものとなっております。

また、右側の2022年度から2028年度の収益の減につきましては、郵便物数が約29億通減少することで、2,366億円の営業利益の減の見通しとなっておりますし、営業費用の862億円につきましては、資料中、左下の四角で囲っている部分にありますように、先ほど御説明申し上げました業務効率化による減がある一方で、賃金引上げによる人件費増であるとか、価格転嫁による集配運送委託費の増などが影響しているところでございます。

29、30ページについてですが、ここから料金の見直しについての考え方について、御説明をさせていただきます。

まず、30ページでございますが、これまでの第一種、第二種郵便物の主な料金の変遷についてでございます。省令において料金の上限を定めております第一種郵便物のうち25グラム以下の定形郵便物につきましては、消費税増税に伴う改定を除きますと、平成6年（1994年）の改定以降、ほぼ30年間にわたりまして料金が据え置かれてきたところでございます。

また、吹き出しで書いておりますけれども、平成6年における郵便料金全般の見直しを行った際、それから平成29年、平成30年に第二種郵便物の料金の見直しを行った際には、料金改定後3年間は赤字が生じない考え方に基づきまして、料金額の改定を行ってきたところでございます。

31ページを御覧ください。検討に当たっての考え方と方向性をまとめたものでございます。

まず、基本的な考え方といたしまして、郵便事業は、全国2万4,000の郵便局ネットワークを通じまして、あまねくサービスを提供しております。これによりまして、国民生活の向上であるとか、社会経済の発展に貢献してきているものでございまして、今後もその役割を果たしていくことが必要であると考えております。

見直しの必要性等のところにまいりますけれども、一方で、先ほど申し上げましたように、郵便法第3条におきましては、「郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない」と規定しておりまして、郵便事業の中で収支のバランスを図る制度になっております。これは、例えば、ゆうパック等の郵便事業以外の収支については別に検討する必要がございます。

また、2つ目の丸でございますけれども、日本郵便株式会社におきまして利用拡大、あるいは料金見直しに取り組んできたところでございますが、社会全体のデジタル化が進む中で郵便物数は、今後もやはり大きな減少が見込まれる。これに伴いまして、郵便事業の営業収益は減少傾向が継続すると見込まれるところでございます。

3つ目の丸のコスト面でございますけれども、これまでも業務効率化の取組などを行ってコスト削減を図ってきたところでございますが、賃金の引上げであるとか価格転嫁などにつきましては、今後も継続的に行っていく必要があるところ、人件費等が営業費用のおよそ4分の3を占めております郵便事業におきましては、営業費用が大きく増加しつつありますし、直近で大きく減らしていくことは難しい状況でございます。

下から2つ目の丸でございますけれども、今後も日本郵便株式会社におきましても、もちろん利用拡大であるとか、デジタル活用による業務効率化を一層推進することはやっていくものでございますけれども、それらに取り組んだといたしましても、やはり営業損益の見通しは非常に厳しく、郵便事業の安定的な提供を継続するためには、早期に郵便料金の見直しが必要であると考えているところでございます。

一番下の丸でございますけれども、家計への影響ということで、補足的に申し上げますと、郵便料金の見直しにつきましては、冒頭申し上げましたようなスケジュールを想定しますと、最短でも来年の秋頃になるだろうとの見込みでありまして、令和6年の後半から令和7年にかけては、消費者物価指数全体として伸び率は低下していくとの見通しでございます。

また、郵便料金が家計の消費支出に占める割合は全体の約0.1%で、今回の郵便料金値上げが家計に与える影響は、あまり大きくはないと考えているところでございます。

続きまして、32ページを御覧ください。これは、今ほど申し上げました消費者物価指数の見通しについての日銀やエコノミストによる見通しでございますが、33ページのほうは、家計調査結果における郵便料が占める割合についての参考資料でございます。

34ページを御覧ください。こちらが、今回諮問する総務省令改正に当たっての考え方でございます。

資料一番上の丸につきましては、先ほど申し上げましたように、25グラム以下の定形郵便物の料金につきましては上限を定めているとされているところでございます。

2つ目の丸でございますけれども、この上限を定める省令を定めるに当たりましては、「軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して定める」こととしております。今回の料金改定に当たりましては、郵便事業の中で収支のバランスを図る必要がある一方で、利用者にご与える影響などを考慮いたしますと、可能な限り値上げ幅を抑える必要があると考えているところでございます。

このため、これまでの料金改定に当たりましては、改定後3年間は郵便事業の黒字を維持するとの考え方でございましたが、これを見直しまして、経営状況に応じましてより短期間に再度の料金の見直しも検討することを念頭に、最小限の値上げ幅とする考え方を原則として考えております。

この考え方の中で、総務省令において定めます定形25グラム以下の郵便物の料金の上限額の上げ幅につきましても、先ほども御説明申し上げました国民生活に果たす役割の重要性であるとか、国民の負担能力、物価なども勘案いたしまして、必要最小限の値上げ幅とするものでございます。

具体的には、36ページを御覧ください。仮に最短で令和6年の秋に料金の値上げを行った場合、値上げの影響が通年で発生いたします令和7年度におきまして、郵便事業の収支が黒字化する最小限の値上げ幅とするとの考え方を取っております、かつ利用者にとって分かりやすい料金とすることを考えているところでございます。

34ページに戻っていただきまして、こういった考え方に基づきまして、料金の上限額につきまして、現行の84円から110円に改定しようとするものでございます。

それから、下の料金改定の全体像のところでございますが、総務省令で定めますのは、あくまで25グラム以下の定形郵便物の料金の上限額でございまして、実際の料金につきましては日本郵便株式会社からの届出等が出て初めて決まるものでございます。

ただ、現時点におきまして、日本郵便株式会社が想定している主な料金の改定額が下段のところになります。省令で上限額を規定いたします第一種郵便物の25グラム以下の定形郵便物につきましては、上限どおりの110円、26円の値上げを想定している。また、届出制でございます50グラム以下の定形郵便物につきましては、これまで25グラム以下の郵便物よりも高い料金でございましたが、顧客ニーズを踏まえたサービス改善の一環として、25グラム以下の料金と統合いたしまして、16円値上げの同じく110円にする。また、第二種郵便物のうち、通常はがきにつきましては、22円値上げの85円とすることを想定でございます。

そのほかでございますけれども、定形外郵便物であるとか特殊取扱等につきましては、第一種郵便物の25グラム以下の引上げ率を参考にしまして、約30%の値上げ率を基本に考えてございますが、レターパックとか速達などの一部郵便物につきましては、利用者利便性の観点からより低い値上げ率を想定していると聞いております。

また、一番下の※でございますけれども、第三種、第四種郵便物及び今年10月に料金改定を行いました書留等につきましては、料金の据置きを想定していると日本郵便株式会社から聞いています。

35ページは、料金につきまして、委員限りの資料でございますので、御参考に御覧いただければと思います。

36ページでございます。先ほども若干参照させていただきましたが、郵便料金の見直しを行わなかった場合と行った場合の郵便事業の収支の見通しでございます。

郵便法第3条におきましては、郵便事業の中で収支のバランスを図ることが必要とされていることから、先ほど日本郵便株式会社で想定していることを申し上げました郵便料金全般の見直し額を前提にいたしまして試算をしたものでございます。

その一方でございますけれども、25グラム以下の定形郵便物の上限額につきまして



は、国民生活において果たしている役割の重要性であるとか国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して定めることとされておりまして、今回の上限の検討に当たりましても国民への影響等も勘案いたしまして、上限額の上げ幅についても最小限のものとする考え方の下でつくっているものでございます。

繰り返しになりますけれども、今後につきましては、経営状況に応じてより短期間に再度の見直しを検討することも念頭に置きまして、上限額の見直し額の案を策定したものでございます。この場合につきましては、先ほども申し上げましたように令和7年度におきまして67億円の黒字となる見通しの試算でございます。

ただ、注釈にもありますし、繰り返しにもなりますけれども、あくまでこの試算は、現時点におきまして上限額が110円になった場合、日本郵便株式会社が想定しております料金額を前提に算定したものでございまして、実際の料金額につきましては届出を受けて初めて確定することになります。

37ページは、御参考としての委員限りの資料でございます。

38ページですけれども、今回の値上げを行わない場合、それから行った場合の郵便の通数の見通しでございます。

39ページに考え方がありますが、値上げを行った場合につきましては、値上げを行わない場合に比べますと2.7億通、物数が減少する見通しでございます。39ページがその考え方でございますが、郵便の種別ごとに過去の値上げの際の物数の変動から推計いたしました価格弾性値に基づきまして、今回の料金の改定があった場合にどれだけ物数の押し下げ効果があるかを算定したものとなっております。

40ページを御覧ください。こちらは、諸外国における郵便料金の変遷と今回の我が国における見直しを比較をしたものでございます。

日本の25グラム以下の定形郵便物に相当する各国における封書の基本的な郵便サービスにつきまして比較したものでございまして、前回、定形郵便物の25グラムの値上げを行いました平成6年（1994年）から今年（2023年）までの各国における料金の上昇率、値上げ回数を比較したものでございます。日本に比べますと、各国ともに値上げ回数、料金上昇率ともに高い値になってございます。

また、表の下の欄でございますけれども、今回の値上げ後の110円につきまして各国の料金と比較いたしますと、単純な為替レートでの円換算で申し上げますと、日本の110円は米国に次いで安い水準でございますし、購買力平価のベースで見ましても、ほぼ中位で、今回の値上げを行ったとしても、国際的に見て改定後の料金は決して高いものではないと考えているところでございます。

41、42ページは参照条文ですので飛ばさせていただきます。最後、43ページでございます。今回の検討の背景的な話でございますが、日本郵便株式会社からも順次ヒアリングもさせていただいたところですが、郵便サービスの安定的な提供を維持するために郵便料金の早期引上げが必要であることから、定形郵便物の上限額を定める総務省令の改正を求めるとつきましての要望書も提出されておりますので、御参考までに添付させていただいております。

以上、非常に駆け足でございますが、郵便法施行規則部分の改定に関する説明を終わります。よろしくお願いたします。

○谷川分科会長代理 どうもありがとうございました。

ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら。

○折笠郵便課長 谷川分科会長代理、申し訳ございませんが、信書便事業課の説明もお願いさせていただいてよろしいでしょうか。

○藤井信書便事業課長 信書便事業課長の藤井でございます。よろしく願いいたします。

資料45ページ以降が、いわゆる信書便法の施行規則の一部改正についての資料でございます。信書の送達分野におきまして民間事業者の参入を認める規律といたしまして信書便法がございますけれども、こちら施行されて20年経過しておりますが、御案内のとおり、こちら大きく2つのカテゴリーとして、一般信書便事業と特定信書便事業がございます。

一般信書便事業が郵便と同様、全国あまねくサービスを提供する事業。一方で特定信書便事業は、分野を限定してより高付加価値なサービスを提供する事業としてのカテゴリーになっております。

今回は、そのうち前者の一般信書便事業につきましての諮問内容となります。この一般信書便事業につきましては、信書便法第16条1項の規定に基づきまして、一般信書便役務に関する料金を定めまして、総務大臣に届け出なければならないことになっております。

また、同法第16条2項2号によりまして、一般信書便役務に関する料金のうち、大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合する信書便物であって、その重量が25グラム以下のもの、郵便で言うところの定形郵便物ですけれども、こちらの料金額につきましては、郵便と同様、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性ですとか国民の負担能力、あと物価その他の事情を勘案して、上限を総務省令で定めるということになっているところでございます。

この上限規制の対象となります25グラム以下の信書便物の料金額の上限を定める総務省令を制定・改廃するときには、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとなっております。

この後のプロセスも郵便と同様でして、審議会から答申をいただいた後は消費者委員会への付議、あと物価問題に関する関係閣僚会議の付議が必要とされていて、これらの会議を経た上で総務省令の公布・施行がされるところでございます。

ただ、御案内のとおり、現時点では、一般信書便事業に参入しておられる事業者はおられませんので、こちらの手続といたしましては、この総務省令の公布・施行までとなります。

続きまして、47ページを御覧ください。一般信書便役務に関する料金は、料金が適合すべき条件といたしましては、第一種郵便物の料金と同等の条件に適合すべきものとなっております。

届出・認可の別は、一般信書便役務も届出制になっておりますし、料金の上限ですとか、その他の考え方につきましても、基本的には第一種郵便物と同等の基準が定められているところでございます。

この信書便法の施行以来、25グラム以下の信書便物の料金は、先ほどの繰り返しに

なりますけれども、軽量の信書の送達の役務は、国民生活において果たしている役割の重要性ですとか国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して、25グラム以下の定形郵便物の料金と同額を上限額として設定してきたところがございますので、今回の省令改正におきましても、現行の省令では84円と規定されているものを110円とさせていただきますとの諮問内容となります。

48ページ及び49ページは参照条文ですので省略させていただきます。

51ページが一般信書便事業と郵便事業の制度比較になりますが、個別の説明は割愛させていただきますけれども、一般信書便事業も郵便同様、全国あまねくサービスを提供するという内容になっておりますので、同等の制度設計となっております。

52ページ以降ですけれども、こちらは今回の諮問とは直接関係ありませんが、前回、11月29日の郵政行政分科会で特定信書便事業の許認可について諮問させていただいた際に、特定信書便事業に関する御質問を委員の皆様からいただいたものですから、特定信書便事業の現状について幾つかデータを52ページ以降でお示ししているものでございます。個々の説明については割愛させていただきます。

簡単でございますが、私からの説明は以上でございます。

○谷川分科会長代理 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま2つの御説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。よろしく願いいたします。

それでは、実積委員、お願いいたします。

○実積委員 2件あります。前半は郵便事業に関する質問、後半は信書便事業に関する質問です。まず、郵便事業ですが、36ページのグラフを見ると、今回の値上げ、上限額を上げることによって、2025年にはプラスになるけれども、ほかの年度に関してはマイナスになっているのが少し気になります。

今回の郵便法で決めるのは上限価格なので、日本郵便株式会社が決めるのは、この上限価格よりも下回る価格を決めることになると思います。そうすると、収支の見通しは、36ページにあるものが多分上限であって、実際には、これよりも低くなる可能性が高いと考えております。

一方、郵便法第3条の規定を見ると「郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない」とされています。利潤に関しては、国民生活の影響を考えてゼロもあるかと思いますが、少なくとも適正な原価を償う水準であることが必要ではないかなと思います。

そうすると、収支見通しがマイナスになる、郵便事業に関して、2025年度だけはプラスですけど、それ以外のところはマイナスになる点が、法律の趣旨との関係でどうなるのかを少し御説明いただきたいことが1つ目の質問になります。

2つ目ですけれども、信書便法の関係ですけども、信書便についても、郵便法上の上限と同様に設定することが今回の御提案内容になっています。郵便事業と一般信書便事業の業態が必ずしも同じであるとは言えないですが、郵便事業において110円の価格設定が恐らくかなりぎりぎりのところについておられると思われ、110円だと一般信書便事業者が余裕を持って商売ができる状況ではなく、財政的にぎりぎりの水準ではないかと思っています。

一方、法律を見ますと、同法第1条に「この法律は、民間事業者による信書の送達の事業の許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより」とされていまして、一般信書便事業者が商売できるというか、しっかり参入が起きて、利用者は選択の機会の拡大を図ることが目的となっています。

恐らく、信書便市場を開放したことによって、実際に長期的に商売を行える事業者が入ってくることを前提で、この法律は運用されるべきと思っていますけども、今回の御提案の水準であると、なかなかそれは厳しそうだなと感じます。この料金水準では、一般信書便事業者が実際に入ってきたときに、ビジネスとして、きちんと長期的にサービスをするには上限額として厳しそうだと思いますけれども、その辺りのことはどのように考えておられるのか、以上2点をお伺いしたいと思います。

以上です。

○谷川分科会長代理 どうもありがとうございました。

今の2点につきまして、折笠郵便課長、藤井信書便事業課長、それぞれ御回答いただけますか。

○折笠郵便課長 ありがとうございます。1点目の郵便料金について、御回答申し上げます。

まず、実積委員がおっしゃっていた内容に関係いたしまして、今回諮問いたしております省令案が25グラム以下の定形郵便物に関する料金の上限額の省令案でございまして、基本的には、その他のものにつきましては、届出で日本郵便株式会社が料金を自由に設定できるところがございまして。

その上で、説明の繰り返しになる部分もございまして、今回の料金の見直しにあたりましては、国民への負担なども考えまして必要最小限の料金の上げ幅にしている状況でございます。

今後につきましては、日本郵便株式会社の経営状況であるとか今後の見直しなども踏まえまして、従来よりも短期間に再度の見直しを行うことも念頭にやっっていくこととございまして、いずれにしましても、引き続き郵便法の規定に適合するように、日本郵便株式会社とも連携しながら必要な対応を行っていく必要があると考えているところでございます。

以上です。

○藤井信書便事業課長 信書便課長の藤井でございます。実積委員の御質問の後段の部分について、お答えをいたします。

まず、先ほどの私の説明の繰り返しになりますけれども、一般信書便役務におきます25グラム以下の信書便物につきましても、これは郵便と同様、軽量の信書の送達の役務は、国民生活に果たしている役割の重要性ですとか国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して、これまでは25グラム以下の定形郵便物と同じ上限額を設定してきた経緯はございます。

実積委員から御指摘いただきました観点、今後の一般信書便事業者が参入してきたときの言わば郵便との競争政策的ないろいろな観点を認識しての御発言ですが、こういった御指摘、大変重要な御指摘であると認識しておりますけれども、一方で、25グラム以下の信書の送達の基本的な役務につきまして、これを国民に安価に提供することが、

信書の送達事業全体における政府としての重要な政策目的であるだろうと認識しております。

これは当然、郵便、一般信書便両方に共通するものでありますし、また利用者から見たときに分かりやすさといったところも考慮して、今回、一般信書便役務における料金の上限額につきましても、郵便料金と同じもので諮問させていただいているところでございます。

以上です。

○谷川分科会長代理 どうもありがとうございました。実積委員、よろしいでしょうか。

○実積委員 ありがとうございます。前者に関しては、日本郵便株式会社のサービスが国民生活に与える影響というか、国民の利便に与える影響を考えていくと十分理解できるところだと思います。

その上で、現状が郵便法第3条を満たすかどうかは、完璧にクリアではないと思いますが、見直しを適宜されることで、日本郵政株式会社も今後努力して、恐らく需要を増やすような努力とか、あるいはもっと合理化を進める努力をされることなので、引き続き、この審議会でも継続的にウオッチしていくことで了解いたしました。

また、信書便についても、様々な目標がある、安価に信書便サービスを使えるようにする政策的な目標もあれば、競争事業者の参入を可能にする目標もあって、様々なトレードオフがあると思いますけれども、総務省側の考え方は理解します。ありがとうございます。

○谷川分科会長代理 それでは、異委員、お願いいたします。

○異委員 36ページの上から2つ目の丸印の内容ですけれども、ご説明いただいた中身を確認させていただきたく思います。郵便法第3条に鑑みて「25グラム以下の『定形郵便物』以外も含めた郵便料金全般の見直しを前提に算定」と書かれておりますが、ここで前提にしている「郵便料金全般」というのは、結局のところ、34ページに挙げられております、例えば、50グラム以下の料金を110円にするとか、第二種を85円にするとか、現状、日本郵便株式会社の想定されている料金体系全般のことで、それを前提に算定すると36ページのグラフになる、そういう理解でよろしいでしょうか。

○折笠郵便課長 御理解のとおりでございます。34ページの下段で日本郵便株式会社が今想定している料金改定を全体として勘案した結果、このグラフになるものでございます。

○異委員 なるほど、ありがとうございます。

そうしますと、先ほど実積委員がおっしゃっていた最初の論点に関係するのですが、確かに郵便法第3条では、郵便料金全般は「能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない」となっておるところ、今回、答申の対象になっております25グラム以下の定形郵便物についてのみ上限額を決めることになっていて、その意味は、御説明にもありましたが、25グラム以下の郵便物は、国民生活の上でとりわけ必要不可欠な役務であるので、その料金の上限を定めるに当たって、収支相償の観点よりは、国民生活における重要性ですとか、負担能力等々を優先して、値上げ額は最小限にすることになるのだと思います。私は答申の内容

としては、今回の値上げ幅に結論としては賛成しますが、そうすると、このグラフにあるように、日本郵便株式会社が現状想定している値上げ幅では、先ほど実積先生おっしゃったように郵便法第3条を満たす状況になるのかが疑わしい状況になる。

そうすると、この後、日本郵便株式会社では、34ページで想定されている値上げ幅で本当に足りるのかという点を、25グラム以下の部分以外のところについて、もう一度検討していただくが必要になるのだらうと思います。これも実積委員がおっしゃったことですけれども、これまでかなり取り組んでこられた業務の効率化ですとか、そういった辺りのさらなる検討に加えて、例えば既存のいろいろな割引サービス、例えば19ページに挙げていただいております区分作業の機械化ですとか、その他業務のIT化、DX化が進展したことによって、現状の割引制度を見直す必要がないのかとか、料金に関連する制度全般を見直していただくことが日本郵便株式会社でさらに必要になると理解しております。今後、またこまめに25グラム以下の郵便料金の値上げについて、この審議会で議論することには賛成ですが、こまめに議論する前提として、やはり、この部分以外のところを見直して郵便法第3条を満たしていただくように、日本郵便株式会社でいろいろお考えいただくことも必要だと思います。この審議会の役割という点からは、今回の答申には賛成しますけれども、全般的には今のようなことを念頭に置いて進めていただきたいなと思っているところです。

以上です。

○谷川分科会長代理 総務省、いかがでしょうか。

○折笠郵便課長 ありがとうございます。今おっしゃられましたように、25グラム以下の定形郵便物につきましては、特に重要性があることから、通常の郵便料金に加えまして、上限の規制であるとか、その際の法令要件などが決まっているところかと思いません。

その上で、先ほどの実積委員のお答えのときにも申し上げましたけれども、もちろん日本郵便株式会社におかれましても業務効率化であるとか、適正な料金について一層検討していただく必要があると思っているところでございますし、総務省といたしましても、これまでよりもより短期間での料金見直しも念頭に必要な対応はやってまいりたいと思っているところでございます。

以上になります。

○谷川分科会長代理 ありがとうございます。

それでは、三浦委員、お願いいたします。

○三浦委員 ありがとうございます。法を守りながら全ての人に、との御趣旨も通じました。確認ですが、この後、パブコメをして様々な御意見を聞きながら、消費者委員会も通じて、その後、また審議して決めるとのことですが、仮にですが、例えば今回の値上げに関して定形郵便物はこの値段ですと決まると、おのずと35ページの委員限りの日本郵便株式会社が想定する料金改定の一覧表にある想定金額で、ほぼ全部このとおりに決定されるということでしょうか。

例えば、レターパックは、今使われている方がとても多いと思います。宅配便よりも安く、記録も残せて、便利で、よく使われていて、こちらも上がるのですよね。そうすると、宅配等料金全部にかかってくる値上げということですね。

ここが決まれば、定形外郵便とか、第二種、第三種、第四種も全部含めて、想定一覧の表のようになるということでしょうか。

○折笠郵便課長 今の御質問の点でございますけれども、あくまで総務省令で今回諮問させていただいております、最終的には省令で決めますのは25グラム以下の定形郵便物の料金額の上限でございます。実際の料額につきましては、25グラム以下の定形郵便物もですし、それ以外のもも含めてですけれども、日本郵便株式会社からの届出によりまして実際には額が確定することになります。

この委員限りの資料でお示しておりますのは、現時点におきましては日本郵便株式会社として考えているものではございますが、これが今の時点で確定したものかといいますと、そういうわけではありませんで、あくまでも実際に届出を行うときの状況を鑑みて、日本郵便株式会社で考えられた上で届出をされてくることになるかと思っておりますので、実際の届出があった金額が実際の郵便料金の額になります。

なので、あくまで、この35ページは現時点での想定でございますが、もちろん試算の前提となっておりますので、一定の確度を持った上で作っていただいているものではございますが、これが絶対にこの額になるものではございません。

また補足的に申し上げますと、今、三浦委員のおっしゃっていただきましたレターパックの話でございますけれども、34ページの資料の下に書いてありますけれども、まさに三浦委員がおっしゃられましたように、レターパック等、ニーズが高いこともありまして、利用者利便の観点から値上げ率を抑えることなどもやっています。

念のため補足的に申し上げましたレターパック、これも今、この料金の中に書いてあることからお分かりになるかとは存じますけれども、これも郵便の一部の扱いでございますので、念のため補足的に申し上げます。

以上でございます。

○三浦委員 ありがとうございます。もしかしたら、これより上がる可能性ももちろんあるし、下げられる可能性もあるけれど、現段階の想定はこういう形とのことで理解しました。

消費者側からの意見としては、もうこの状況だと致し方がない、納得しましたと簡単に一言で言って良いかどうかの迷いは当然あります。人によっては、たくさんお便りを使われている方々もいらっしゃるの、値上げしていない期間が長いとはいえ、31%のアップ率は、国民感情からすると、やはり非常に大きい。

海外と比べても安いと言われれば、確かにそうだなとは思いますが、今後、様々なパブコメが出てくることでしょうか。感覚は人それぞれでしょうが、やはり3割アップは大きいと思われる人達がいらっしゃるだろうと想像はできます。とはいえ御事情は把握いたしました。御説明ありがとうございました。

以上です。

○谷川分科会長代理 どうもありがとうございました。

それでは、藤沢委員、お願いいたします。

○藤沢委員 ありがとうございます。御説明もありがとうございます。

今回の料金の改定につきましては、昨今の社会環境を考えると、これは賛成するものであると考えております。しかしながら、実績委員や異委員が御指摘された点について

は、私も全面的に賛同を申し上げたいと思っております。

特に異委員が御指摘されていたように、25グラム以外のほかの部分で、さらなる努力、検討が必要であるというのは全くそのとおりであると思えますし、資料の中にも今後数年間にわたって、郵便では効率化の御尽力をされるとありますが、ただ海外の郵便のデータを見ていても、やはり郵便は減り、増えているのは小包、一部のダイレクトメール的なものは増えているようですけれども、全体的に郵便は減っていていますし、日本国としてもデジタル化を進めると総理が発言をされている中で、どのように考えても、郵便物は、特に公的なものから発送される郵便物は、国がデジタル化の旗を振れば想定以上に減る可能性はあると考えると、やはり抜本的にどう考えていくかは議論する必要がありますと思えます。

特に、国がデジタル化を進めることの影響を受けるのであれば、やはり総務省のお立場であれば、総務大臣はデジタル化も所管されているわけでありますので、その方向性はしっかりと、また総務省を代表される人が発言をなさり、その流れに対して郵便事業も、共に国の目標と一緒に協力しながらどう進めていくのかを発信していただく必要があると思えますし、その移行期間には国がある程度の支援をすることも、もしかしたら必要かもしれないとの意味で、そういう御検討もしていただく必要があるのではないかと思います。

もう一つ最後に申し上げたいのは、今回は、まめに状況を鑑みて価格の改定を行っていくとありますが、まめに改定を行うことによる事務コストであるとか、消費者、また郵便局で労働されている人々の手間、情報の周知、こういったもののコストも非常にかかると思っておりますので、こまめにやるのが必ずしもよいことであるとも思えないのではないかと思います。

したがって、サステナブルに郵便事業を行っていくための郵便料金は一体どのように考えるべきなのかは、今後引き続き議論していただきたいと思えます。

以上です。

○谷川分科会長代理 ありがとうございます。

総務省、何かコメントございますか。

○折笠郵便課長 ありがとうございます。おっしゃるとおり社会全体でデジタル化がどんどん進んでいる中で、郵便物数の減少は今後もどんどん引き続いていくことを想定しているところでございます。

藤沢委員がおっしゃっていたように、郵便のサービスを安定的・継続的に提供、その提供を確保していくためにどういう方策が必要かにつきましては、今後、総務省といたしましても検討してまいりたいと考えております。ありがとうございます。

○谷川分科会長代理 どうもありがとうございます。

私も個人的に海外で郵便を使うことありますが、日本の郵便システムのクオリティーはすばらしいなと思いつつも、やはり安定的に運営できるような価格も重要だろうと考えております。

ほかに追加で御質問なり、コメントのある人はいらっしゃいますか。あればチャットでお示してください。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきまして、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従い、諮問



された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

本件に関する意見招請は、本年12月19日火曜日から来年1月22日月曜日までといたしますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○谷川分科会長代理 ありがとうございます。

それでは、その旨、決定することといたします。

以上で本日の審議は終了いたしました。委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何かございますか。

○事務局(坂平) 事務局です。

次回の郵政行政分科会につきましては、別途、御連絡を差し上げますので、皆様方よろしく願いいたします。

なお、本日は審議開始後2名の委員にも御参加をいただきまして、予定どおり委員7名中6名の委員の御出席により審議を行いましたので、その旨、申し添えます。

事務局からは以上です。

○谷川分科会長代理 ありがとうございます。

それでは、本日の会議を終了いたします。御協力ありがとうございました。

閉 会